

株主の皆様へ

当社第48回定時株主総会におけるご留意事項について

代表取締役社長 生駒 富男

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、株主の皆様におかれましては、既にお手元の招集ご通知でご高覧のことと存じますが、当社は、2024年6月27日（木）に第48回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）を開催予定でございます。

株主の皆様におかれましては、本総会における下記の点につきましてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 開催会場が、昨年と相違いたします。

【開催会場】新大阪ワシントンホテルプラザ「レ・ルミエール」
大阪市淀川区西中島5丁目5-15

2. 当社の1名の株主様からの株主提案が出ており、議決権行使書には会社提案と株主提案のそれぞれについて賛否を表示する箇所がございます。

お送りしております招集ご通知には、別紙の「議決権行使書用紙のご記入方法のご案内」を同封いたしております。議決権のご行使の際、お間違いのないようご注意ください。

なお、当社取締役会は株主提案のすべての議案に反対しております。

3. 当日は、議事の正確な記録のため、当社によるビデオ撮影を行います。

（株主の皆様による音声の録音、写真・動画の撮影はご遠慮いただいております。）

4. 新型コロナウイルス感染症の対策として実施しておりました当社役員・スタッフのマスク着用、検温等は本総会よりとりやめます。

5. お土産のご用意はございません。

以上

[問合せ先] 取締役 統括支援本部長 赤川 琢志
電話 06 (6264) 4202

2024年6月12日

株 主 各 位

大阪府中央区備後町三丁目6番2号
株式会社ウィザス
代表取締役社長 生駒 富男

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。つきましては、インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書		議決権の数										基準日現在のご所有株式数		
株式会社ウィザス 御中		個										株		
2024年6月 日		議決権の数										個		
会社提案	第1号議案 <small>(ただし、次の候補者を除く。)</small>	賛	否	株主提案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案	第12号議案
					賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
					否	否	否	否	否	否	否	否	否	否

私は、2024年6月27日開催の貴社第48回定時株主総会（継続会または延会の場合も含む）の各議案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。

議決権の数は1単元ごとに1個となります。

日時 2024年6月27日(木) 午前10時

場所 大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15
新大阪ワンテンホテルプラザ

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めに議決権を行使ください。
①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト(<https://evote.tr.muig.jp/>)に以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

（ご注意）株主提案につきましては、当社取締役会はそのいずれにも反対しております。第3号議案以下につき、当社取締役会意見にご賛同いただける場合は「否」に、株主提案に賛成の場合は「賛」に○印でご表示願います。

各議案について賛否の表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

株式会社ウィザス

以下をご参考に、議案の賛否をご記入ください。

<会社提案> 第1号議案・第2号議案

- 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ⇒ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

<株主提案> 第3号議案～第12号議案

- 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

当社取締役会は、
株主提案議案のすべてに
「反対」しております。

株主提案（第3号議案から第12号議案まで）について、当社取締役会はすべての議案に反対しております。反対の理由は、同封の「第48回定時株主総会招集ご通知」17頁から38頁に記載のとおりでございます。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合には、株主提案（第3号議案から第12号議案まで）について、「否」に○印をご表示願います。

- (注1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (注2) インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として、お取り扱いいたします。